

米沢地区地下水利用対策協議会補助金交付事業対象

(1) 量水器設置費

地下水利用の適正化を推進するため、新たに量水器を設置する会員を対象として、設置費補助金を交付する。補助金額は、1基当たり 15万円又は設置費の1/2のいずれか低い額とする。

地下水利用の適正化を推進するため、新規届出のあった消雪用井戸に限り、量水器の設置費補助金を交付する。補助金額は、1基当たり 15万円又は設置費のいずれか低い額とする。

(2) 降雪センサー設置費

降雪期における地下水の過剰揚水を防止するため、新たに降雪センサーを設置する会員を対象として、設置費補助金を交付する。補助金額は、1基当たり 15万円又は設置費の1/2のいずれか低い額とする。

(3) 地下水涵養施設（雨水タンク）設置費

積極的な地下水涵養を推進し、地下水源の確保と地盤沈下を防止するため、新たに地下水涵養施設（雨水タンク）を設置する場合、雨水タンクの設置費補助金を交付する。補助金額は、会員は1基当たり 4万円又は設置費のいずれか低い額、非会員は1基当たり 3万円又は設置費の2/3のいずれか低い額とする。

(4) 井戸の電動ポンプの電気使用量を量るための電力量計（電気子メーター）の設置費

地下水利用の適正化を推進するため、新たに井戸ポンプの電気使用量を量るための電力量計（電気子メーター）を設置するものを対象として、設置費補助金を交付する。補助金額は、会員は1基当たり 5万円又は設置費のいずれか低い額、非会員は1基当たり 3万円又は設置費の2/3のいずれか低い額とする。

(5) 量水器、降雪センサーの修繕費

上記設備の老朽化等により修繕が必要になった場合の費用について補助金を交付する。補助金額は、1基当たり 5万円又は修繕費の1/2のいずれか低い額とする。

※注意事項

申込が予算額を超えた場合は抽選とさせていただきます。

補助金交付決定前に着工したものについては、補助金の対象になりませんので御注意ください。

頂戴した申込全てに対し補助できるものではありませんのでご了承ください。

補助金の詳細については、協議会事務局にお問い合わせください。

米沢地区地下水利用対策協議会事務局

事務局：米沢市役所市民環境部環境課内

電話番号：0238-22-5111